

各学校長

旭川市教育委員会  
教育長 黒 蕨 真 一

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が  
確認された場合の対応ガイドラインの改訂について（通知）

このことについて、北海道教育庁学校教育局健康・体育課長から別紙のとおり通知（令和4年（2022年）8月24日付け教健体第570号）がありましたので通知します。

今回の道教委通知は、国の対応ガイドラインの改訂に対する道立学校の対応を示すので各教育委員会は事務処理の参考にするようにとの内容です。

本市においては、令和4年4月5日付け旭教保第41号通知から道教委通知に基づき臨時休業等の対応を行うこととしてきましたが、現在旭川市保健所の疫学調査範囲等に変更はないこと、これまでの学校での児童生徒等の感染状況、及び、国のガイドライン改訂で「臨時休業の範囲や条件の例」がより明確化されたことを踏まえて、次のとおり対応することとしますので、適切に対応願います。

1 学級閉鎖の考え方

感染者が、発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降に登校し、次に該当する場合に実施。

(1) 感染者が1名発生し、学級内に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。

なお、感染者の感染経路内容は問わない。

(2) 同一学級内において、次の状況で複数の感染が判明した場合。

ただし、家庭内感染など感染経路が明確な感染者で、感染者間で感染経路に関連がない者は、複数の感染者に含めない。

ア 同じ日に複数の感染者が発生した場合。

イ 最初の感染者との最終接触日（最終登校日）の翌日から5日間（土日祝日含む）の間に登校していた児童生徒等から新たな感染者が判明した場合。

(3) その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者（市教委）が必要と判断した場合。

ただし、地域で感染が拡大し、学校においても感染拡大が強く懸念される場合などは、必ず市教委に連絡し、協議のうえ学校医等に助言を求めること。

2 学年閉鎖及び学校閉鎖の考え方（令和4年4月5日付け旭教保第41号通知から変更なし。）  
複数の学級や学年を閉鎖するなど、学年内や学校内で感染が広がっている場合に実施。

3 臨時休業の期間（令和4年4月5日付け旭教保第41号通知から変更なし。）  
感染者との最終接触日の翌日から原則5日間（土日祝日を含む）。

前記1(2)の場合は、新たに判明した感染者との最終接触日(最終登校日)の翌日から5日間(土日祝日含む)。

#### 4 部活動の休止の考え方

これまで感染者が所属していた部活動については、令和4年1月31日付け旭教保第339号通知及び令和4年4月5日付け旭教保第41号通知に基づき、対応していましたが、今後は前記1(1)及び(2)中「学級」を「部活動」に、「最終登校日」を「最終活動日」に読み替え、その状況に該当する場合、部活動を休止する。

なお、休止期間は従前どおり臨時休業に準じた期間とする。

#### 5 前記に伴う学校の対応

(1) 児童生徒が陽性となった場合やPCR等検査を受けることになった場合、学校に連絡するよう引き続き保護者に協力を依頼すること。教職員についても同様に連絡するよう徹底すること。

陽性の連絡があった場合、感染者(又は保護者)から、「発症日(無症状の場合は検体採取日)」等を聞き取るほか、家族内など他の者に感染者がいないかなど「感染経路」の有無についても確認を取ること。その際、個人情報の取扱いに十分配慮し丁寧に対応すること。

(2) 児童生徒や教職員の陽性が判明した場合、「新型コロナウイルス感染症発生等に係る確認事項」(別紙様式1)により速やかに市教委に電話連絡の上、報告すること。(令和4年1月31日付け旭教保第339号で通知済み)

(3) 児童生徒や教職員が感染した場合、「接触者のリストアップ【学校編・解説】」に基づき「感染の可能性のある方」としてリストアップし、個別に5日間(感染者と接触のあった日の翌日から起算)出席停止(学校保健安全法第19条)とし、外出自粛や健康観察等の協力依頼を行う。また部活動についても同様の取扱いであること。

なお、学校ではマスクの着用(不織布が推奨されている)や換気などの感染対策を徹底している場合、リストアップを要するケースは少ないと思われること。

(4) 臨時休業の実施の際は、速やかに学校医等に報告し必要な助言を受けること。休業期間中や教育活動再開後においても連携を図ること。

(5) その他

ア 臨時休業等により児童生徒がやむを得ず登校できない場合は、ICTを活用した学びの保障や心のケアに努めること。

イ 臨時休業の対応に当たっては、市教委各担当課と連携しながら行うこと。

#### <担当>

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ○臨時休業に係る全般          | 学校保健課(保健担当)    |
| ○道費職員の服務上の取扱い       | 学務課教職員担当       |
| ○市費職員の服務上の取扱い       | 教育政策課          |
| ○学校運営及び児童生徒の指導上の対応  | 教育指導課          |
| ○学習保障に係るICTの機器の貸出し等 | 学務課(学校ICT推進担当) |